

特 243

986

魂社長 後藤武夫 述

危険思想の絶滅と犯罪
激増防止策

東京 日本魂社 發行



* 0034138000 *

0034138-000

特 243-986

危険思想の絶滅と犯罪激増防止
策

後藤武夫・述

日本魂社

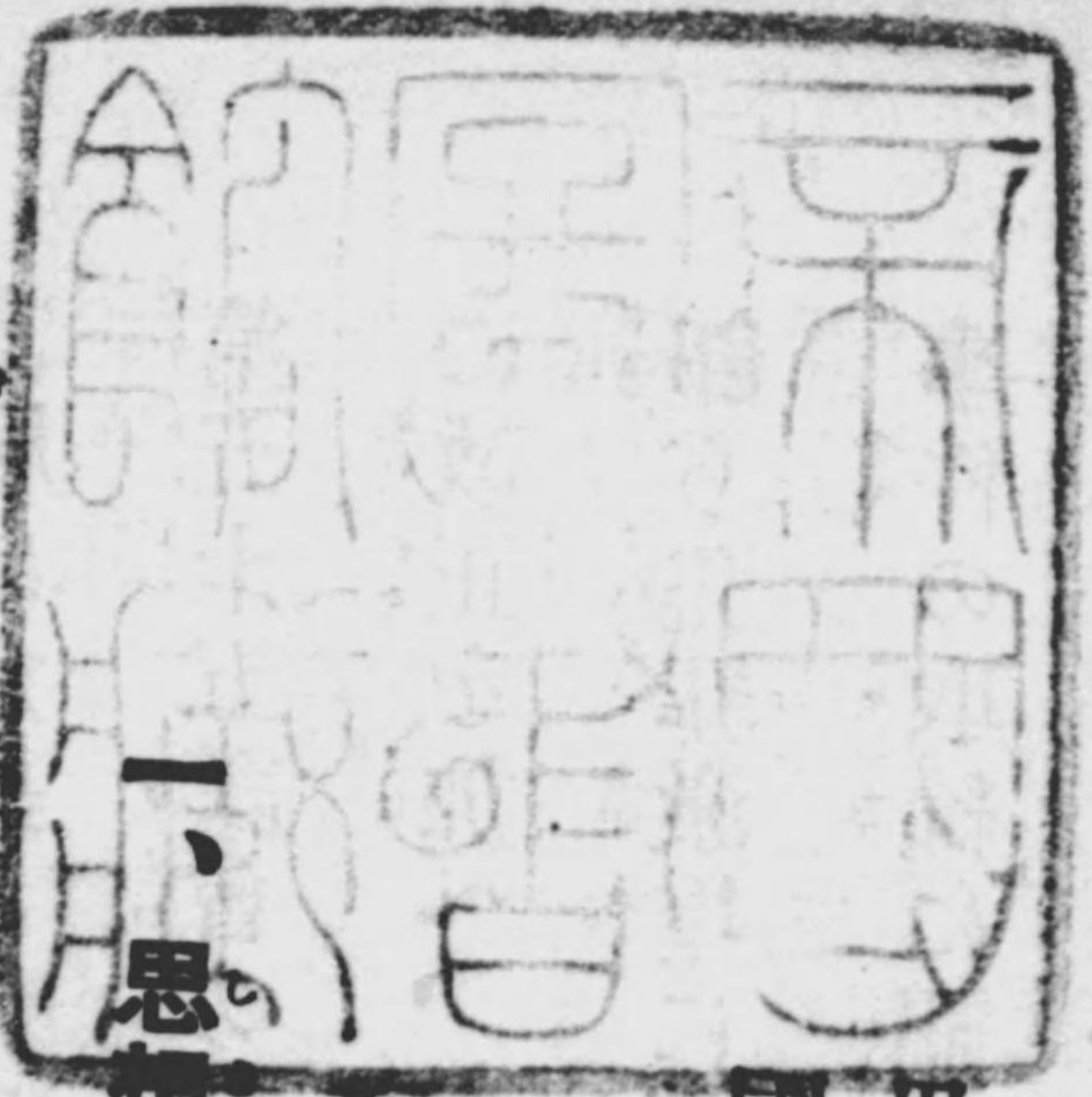
2 版
昭和 3

AGC

危険思想の絶滅と犯罪 激増防止策

思想の悪化は閣臣其他上長者の罪である
國民は協心戮力して邦家の危機を救へ

日本魂社長 後藤武夫 述



一、思想悪化の原因那邊に在るか

凡そ今日の如く危険思想跋扈し、犯罪激増せる時代はないので
ある。即ち前者は、各種争議の頻發竝に最近暴露せる共産黨事件



によつて證明せられ、後者は所轄官廳の犯罪統計によつて明瞭である。共産黨事件は、我が國體に關する重大事件である所から、當局は倉皇として其の取締に着手し、二百萬圓の豫算を計上して第五十五議會の協賛を経、警察機關を充實し、同時に治安維持法に改正を加へ、其の取締に就て正に大童の體である。されど後、即ち犯罪激増に就いては注意を拂ふもの甚だ尠なく、彼の共産黨事件の取締に關して拔本塞源など云ふ爲政治家も、何等此事に言及せざる點より見れば、彼等は其の數字をさへ辨へないもの、如くである。云ふまでもなく犯罪の激増は社會悪化の現象であり、畢竟

ずるに教化の不徹底を如實に證明するものである。斯る點より見て危険思想の跋扈と犯罪の激増は、我が國家に取りて最大の不安であり、世の所謂思想國難とは是等を指して云ふべきものである。而して其の原因果して何れに在るのであるか、又其の責任果して誰が負ふべきものであるか。元々共産黨の如き兇惡極まる思想は、無反省なる外國かぶれに因るものであるが、そこにはまた政治の墮落と、教化の不徹底によつて、思想悪化の素地が、不用意の間に構成せられつゝあるを認めねばならぬのである。又犯罪が一年に激増しつゝあることも、何が故に然るかを眞劍に考慮し、

徹底的に究尋して之を防止するの策を講ぜねばならぬのである。

二、爲政者の罪惡と上長者の無反省

余の確信する所によれば、危険思想斯の如く跋扈し、犯罪斯の如く激増する所以のものは、累代の爲政家が、何等教化に意を用ひず、唯黨争黨略に日を送り、國家を忘れ、國民を忘れ、甚しきは先帝の特に軫念し給ひし國民精神の作興の事さへ何等の注意をも拂はず、やれ地租委讓だの、やれ女子參政權だのと、極めて簡單明瞭なる凡俗問題に捉はれ、或は人氣取政策の爲に腐心し、

喧々擾々、宛がら曾我廼家式喜劇を演じて之を國民に見せつけ、或時は又公明正大なるべき政治を、柳暗花明の間に私議して徳教を蹂躪し、風俗を糜爛せしむる等、無理想政治家の放埒なる遣り口が、悉く國民の上に反映し、積惡遂に今日に及び、最早尋常一様的手段を以てしては到底救ふことの出来ない破目に陥つて居るのである。獨り政治家のみならず、社會の上層に在る者亦無反省の極、時の惡政治家と相結び相通じて、斯る險惡なる世相を實現するに至つたことを牢記せねばならぬのである。過る大正十二年十一月十日、國民精神作興に關する詔書を渙發せられて以來、我が國

民精神は些しも作興された実績が認められない。否それどころか犯罪は加速度を以て激増しつゝあるのである。是れ果して誰の責任であり、又誰の罪であるか。云ふまでもなく累代の爲政治家、教育家、宗教家は直接の責任者として、一律に其の責を負はねばならぬのである。(勿論一般國民も其の責を分つべきではあるが)累代の閣臣は重大事件發生する毎に、憂悚交々臻ると云ひ、或は恐懼の至りと云ひ、我が田中首相の如きは、曩の共産黨事件に際し九腸爲に寸斷するの思ひありと云つた程である。併し乍ら彼等は當面の突發事件に就てのみ恐懼し憂悚するのみであつて、危険思

想と同一の憂患たる犯罪激増に對しては些しも注意して居ないのである。以下記する所の犯罪件数は是れ皆彼等爲政者、上長者等の國民精神作興に無頓着なる結果であり、極端に云へば其の罪業の報である。

三、此驚く可き犯罪件數を見よ

警視廳管内に於ける大正十一年度及大正十五年度の犯罪件數

	大正十一年	昭和元年
殺 人	百二十一件	百九十一件
傷 害	千五百五十二件	二千〇六十二件

放火	八十五件	五百三十二件
強盜	百七十八件	四百二十二件
竊盜	三萬四千〇二十九件	五萬九千三百〇三件
掏摸	千四百四十六件	三千六百十四件
詐欺	四千百五十二件	一萬〇二百六十七件
橫領	二千八百四十四件	五千三百五十九件
賭博	二千百件	四千百五十四件
警保犯其他	四千百十件	三千五百二十三件
諸法令	千〇七十一件	二千百三十七件
計	五萬一千六百八十七件	九萬一千五百六十四件

大阪府警察部管内に於ける大正十一年より同十五年に至る犯罪件數

大正十一年	三萬八千六百十三件
同十二年	三萬九千九百七十四件

同十三年	四萬三千九十件
同十四年	五萬一千七百十二件
同十五年	五萬五千七百七十五件

即ち全國の主要都市たる東京大阪兩方面に於ける犯罪激増の狀態に其の件數は右の如くであるが、更に司法省刑事局の調査によつて全國的に之を見れば左の如くである。

檢事局、警察署取扱に關する全國犯罪件數(司法省刑事局調査)

大正十一年度	七十一萬三千四百三件
大正十二年度	七十萬九千四十五件
大正十三年度	八十三萬二千三百七十件
大正十四年度	九十六萬五千九百六十五件

右によつて大正十一年の犯罪件數と、同十五年の犯罪件數とを比較すれば六割八分の増加である。

之を要するに犯罪の増加は世道人心の頹廢を數字によつて證據立て、且危険思想の跋扈は、國民（縱令其一部にもせよ）愛國心の喪失を如實に證明するのであるから、是れ以上恐るべきものはないのである。即ち今日我が日本帝國の狀態は、外敵の侵襲なくして、國民の精神的頹廢、愛國心の喪失によつて興國の氣象全く消沈しつゝあるを思はしめるものがある。是れ正しく 明治天皇

大正天皇の宏謨に副はず、昭和聖代の大方針に悖るものである。爲政家たる者は勿論、社會の上長者たる者、若くは精神的方面に直接の關係を有する宗教家、教育家たる者は、猛然として蹶起し、緊禪一番して所謂官民一途、協心戮力し、以て邦家の危機を救ふべきである。それには余の研究し列舉せる左記二十有七項の根本原因を除くにあらざれば、我が國民精神は斷じて作興されず、所謂邦家の精神的危機は脱し得られないものである。

四、危険思想の發生並犯罪激增の根本原因

一、國民の多数が徹底的に國體の尊嚴なる所以を理解せず、民族傳統の精神著しく銷磨せる事

共產主義を始め、總ての詭激なる思想の由て來る所は、悉く我が國民が國體の尊嚴なる所以を充分に理解せざるが爲である。遠き肇國の昔より、天照大神御躬親ら光明と平和と正義とを表現し給ひ、明智、仁愛、勇武の諸徳を表徴する三種の神器を萬代に傳へて皇統一系、君民同祖にして又同治、君臣にして猶父子の如き關係を永遠に繼承し、天皇を中心とする八千萬の大家族の大集團こそ、我が大日本帝國の實相であり國體そのもの

である。其昔 皇孫瓊々杵尊、鴻荒の世に當りて正義の道を養ひ、乃神乃聖、慶を積み、暉を重ね、肇國の精神炳焉として耀ける絶對神聖の國家が、世界の何れに在るべきぞ。我國教育の淵源と其の本義、亦實に此に存することは敢て云ふまでもないのである。這次の共產黨事件に直面して、國民の總てが此理想に徹底することは、之に善處する唯一の方策たるべきものである。

二、内閣員、政治家、政黨員の多くが極度に不眞面目であり、不誠意であり、唯現實にのみ憧憬し、徒らに黨争にのみ耽りて國家を忘れ、物質經濟の方面に偏傾し、教化の如き更に眼中に置

かず、特に國民精神作興に關する詔書を重視せざる事
我國今日の政界を一瞥して誰か嘔吐を禁じ得ないものがあらう
彼等は眼中國家なく、國民なく、唯騒々然として日夜唯政權の
爭奪にのみ腐心し、それが爲には手段の如何を擇ばざる有様で
ある。今日の政界を評して曾我廼家の喜劇を観るが如しと云ふ
は、決して誣言ではない。彼等は内閣一日の齡ひを延ばさんが
爲に、議員の買収、誘惑等あらゆる醜劣なる手段を盡し、更に
政權を奪取せんが爲には、是亦如何なる權謀術數をも用ひて、
眼中國家民人なしである。かゝる醜の醜、劣の劣なる政争が人

心を悪化しつゝあることは眞に想像以上である。

三、教育の根本方針に大缺陷ある事、即ち智育を先にし、德育を
後にする事

小中大の學校を通じて、何れも智育の一方に偏し、德育は全然
疎外せられて居るのである。今一例を擧ぐれば、先年青山師範
學校長瀧澤某が、自校の出身者たる市内四谷某小學校長に對し、
何時まで校長をした所で、たいした物質上の收入がある譯では
ない、それよりも予の友人望月某の番頭となつた方が君の榮達
を圖る所以の途であると勸めて、終に教職を去らしめた事實が

ある。當時我等は東京市會議員として、公開の市會議場に於て當局者に向つて質問を試み、此事實を擧げて教育の腐敗を叱咤したことがある。師範も中學も其他小中大の多くの校長教員が總て學問知識の切實をなすのみで、更に人格教育忠君愛國教育を重んぜない其の結果は、不眞面目な巧智的國民が出来上り、世相日に非を加ふるは當然のことである。

四、重要な政治問題、經濟問題は總て之を淫巢魔窟たる待合貸席等に於て謀議し、公々然として其事實竝に寫眞等を新聞に掲示し、全社會の徳風を破壊し、其の影響の直接間接青少年に及ぶ

ことは眞に甚大である。然るに彼等は毫も此重大事件に留意せざる事

政治は飽くまで公明正大であり、之を議するの場所は大處高處に於てせねばならぬのである。然るに我が内閣の諸公（累代の内閣悉く然り）を始め、政界の重要人物は、いざ事あれば直ちに灯燈ほの暗き待合の一室に會合して密議を凝らし、酒食の間に事を決するが常である。我等は曩に若槻内閣當時、首相が待合政治を以て唯一の秘策と爲して居た事實を見て、いたく之を苦々しく思ふと同時に、青年教育上害毒の甚大なるを思うて警

告を發したたのであるが、田中總理大臣亦此事を繰返し、過般築地トノボに政友會長老を招待して、對政界秘策を回らす等の事實があつた。其他最近川村臺灣總督が金田中と云ふ待合に内閣員を招待したが如き、又田中首相が西園寺侯を訪問したる際、静岡縣知事が藝妓を侍せしめたるが如き、内閣の召集に應じて地方長官會議に臨みたる知事連が、鈴木前内相を待合トノボに招待したるが如き、而も之を堂々新聞に掲記して天下に公示するが如きは、眞に言語道斷の僻事であつて、彼等の眼中風教なく教化なく、就中青年後進を誤るものである。

五、貴族富豪高官等の無反省、沒道義なる事

革命前の露國は、全く貴族、富豪、高官等の無反省、沒道義によつて農民勞働者は極度に虐げられ、其の不平は終に革命となつて爆發したのであつた。日本の状態が然りであるとは云はないが、華族富豪高官の輩が、恣に風教道義を無視し、或は家庭内の醜態を社會に暴露し、或は富豪高官等の請託に依つて私利私慾を貪る等、其の無反省沒道義の行爲が、社會に害毒を流しつゝあることは枚舉に違ないのである。

苟も某々長官ともあらうものが、收賄したり、又蓮如上人以來

の法燈を嗣ぐ東本願寺の伯爵法主父子が醜を法廷に曝したやうな事實が、どれだけ人心に悪い影響を及ぼすかは眞に想像以上である。

又舊九州某藩主たりし某伯爵が、大正十四年博多檢番の藝妓舟子を二萬金を投じて落籍した事實が、如何に大膽無反省の行爲であり、又天下の風教を無視したる大それた行爲なるか、見て以て嘔吐を禁じ得ないのである。(東京日日新聞大正十四年五月十五日記載)而も其人、出ては富豪資本家を呪ひ、勞働無産階級の爲に氣を吐き、或は融和運動、水平運動を主唱し、又は勞

働者と共に奉仕生活を高調して、日比谷公園に草取りを爲し、甚だしきは東京市聯合青年團の理事たり、又某區の青年團長たるに至つては、醜の醜なるものである。斯かる偽善賣名の徒がやれ貴族で候の、伯爵で候のと威張り散らすが如きことは即ち世の道義風教が日に日に破壊されて行く原因である。

六、學者、思想家其他一般知識階級が、徒らに翻譯思想にかぶれ、且つ其の悪思想の宣傳に日もこれ足らざる事

京大の河上博士、東大の大森助教授、其他九州、東北大學の某某等の如きは云はずもがな、押しなべて今日の學者思想家、一

般知識階級と稱する者等は、外來の悪思想、翻譯思想に惑溺し之を新思想と曲解して、青年後進の間に宣傳鼓吹する結果、遂に彼等を誤ることになるのである。我國の帝國大學が危険思想養成所と稱せらるゝものは主として斯かる點を指して云ふのである。現に今回の共産黨事件に多數の大學生が加盟しつゝあることは、雄辯に此間の消息を語るものである。當局者は非國民教育者に對して峻嚴なる制裁を加ふべきである。

七、今日の宗教家が主として葬祭の形式的機關に墮し、現代文化と一致せず、萬人崇仰の價值なき事

宗教は葬祭の機關でなくして、眞に人心淨化の運動であらねばならぬのである。然るに今日我國の寺院は社會教化と何等の關係なく、本堂の扉は堅く鎖され、須彌壇は一種の裝飾に過ぎないのである。随つて廣大なる伽藍は全く立腐れの状態であり、僧侶の仕事と云へば葬式法要を爲す位が關の山であり、毫も積極的態度に出でない。偶々其の所謂法話なるものを聽けば、悉く地獄極樂の話であり、結局愚夫愚婦を惑はすに過ぎないのである。若し今日の宗教家が精神的に蹶起して社會教化に努めたならば、蓋し其の効果は甚大なるものがあるであらう。

八、教育家に徹底せる人生觀の確立なく、又國民的自覺なき結果（其他の國民も同様）其の指導を受くる青年子弟が同様の弊に陥りつゝある事

今回の共産黨事件に就て、帝大の某教授は、自分は社會科學を教へはしたが、實行運動に携はつたことがないと傲語して居る。何たる白々しい無責任な言ひ譯であらうか。是れ實に責任觀なく、國民的自覺なき證據である。斯る點より見て、彼等の人生觀やまた推して知るべしである。北川東京高等學校教授が、カフエーの女給と情死して、悲惨な死態を曝したことに思ひ合せ

ても彼等の人生觀を推知すべしである。小中學校に職を奉ずるものゝ中にも、自己の人生觀を確立し、國家觀念に徹底した者もないではないが、大多數の教育家に徹底せる人生觀、透徹せる國家觀念の確立せざる事は事實である。教育家既に然りとすれば學生生徒に至つては推して知るべしである。而して徹底せる人生觀を確立するには大宇宙即ち神、佛、天を解知すべきである。大宇宙は日月星辰、森羅萬象を以て組織せられたる靈物であつて、其の精神は至誠であり、其の行爲は努力である。人は大宇宙によつて創造せられ、大宇宙によつて生存して居るが

故に絶對に大宇宙の精神即ち至誠を以て自己の精神と爲し、大宇宙の行爲たる努力を自己の行爲と爲すべきである。故に至誠努力に徹底することによつて、人生觀は直ちに確立するものである。

九、敬神崇祖の國風は唯形式に流れて、精神的ならず、神官神職の無爲無能なる事の

敬神崇祖は日本に於ける最高の美風であり、國民的大信條であらねばならぬのである。然るに祭祀の意義は毫も徹底せず、氏神の祭禮と云へば飲み、精靈祭のお盆にも飲み、結局敬神も崇

祖も精神的でなく、飲食の爲であり、形式のみである。これでは折角の祭祀も何等の役にも立つべき理由はない。甚だしきに至つては御輿を擔ぎ、人家を破壊し喧嘩を爲す等言語道斷、沙汰の限りである。元來祭祀の御輿が町々を巡幸する事は、神が御輿に乗御し給ひ、町々に不忠不孝の者なきや、町内安泰の如何を検分せらるゝのであるから、町内一般此心を以て之を迎へ奉り、之を奉擔する若者も齋戒謹慎して之に當るべき筈である。然るに彼等は唯御輿といふ一箇の荷物を擔ぐに過ぎず、何等謹慎の態度なきは寧ろ滑稽の至りである。全國の祭禮に際し

て神官其他の當局者が、此祭祀の由來、御輿渡御の理由等を説き聞かせ、之を一般市町村等に徹底せしめたならば、國民精神作興上絶大の效果あるべしと信ずるのである。

一〇、勞資問題に關し、明快なる理解と徹底せる方針なき事、勞資の協調なくして、産業の發達國富増進のあるべき道理がない。然るに今日の有様は勞働者も資本家も自己の私利にのみ偏し、日月星辰森羅萬象の互ひに融和協調しつゝある大精神、大宇宙の大精神を解せず、共存共榮などいふ觀念もない。最近の野田爭議の如き、勞資を通じて最も露骨に現實主義、自我主義

の内面を暴露したものである。要するに我國の現状は、勞資を通じて今少し明快なる理解力を以て、各々其の天職に向つて邁進し互ひに協調を保ちつゝ、社會生存の意義を完うすべきである

一一、社會組織の不完全なる事

我國今日の社會組織ほど不合理なるものはない。若し現状のままを以てしたならば、富者は益々富み、貧者は益々貧に赴くばかりである。共產主義などいふが如き忌はしき思想運動の發生も實際是等社會組織の缺陷に基づくものである。是に就ては爲政の局に在る者細心の注意を拂ひ、斷乎として改善の實を擧ぐ

るに努力すべきである。余は嘗て一策を案じ天下に発表したことがあつた。甚だ突飛な説ではあるが、それは斯ふ云ふ意見である。即ち世の百萬圓以上の富者に對し、其の有する財産の三分一程度を提供せしめて約五十億を得、之によつて貧富の懸隔を調節し、同時に各種の社會的施設を完うすることである。今日の如く資本家の横暴、貴族富豪の暴戾が日夜に絶叫せられ、無産者は終始敵本主義に出るやうでは、到底共產主義などの發生を未然に防ぐことは出来ないのである。余が主張する富者の財産提供は、平凡者流に在つては到底夢想することも出来ないもの

であるが、而も行詰れる今日の日本は斯かる脱俗的大英斷を決定するにあらざれば、決して救済し得られないものと信ずる。

一二、官公吏の任免黜陟適正ならざる事

所謂綱紀紊亂の最大原因は、實に官公吏の任免黜陟適正ならざるにあるのである。何れの内閣の人事行政も、悉く黨情私情に囚はれた跡歴然たるものがあるが、取分け現内閣のそれに至つては、一層其の嫌ひが多いのである。田中首相の同郷の友人として、政友會に多額の資を供與したと云ふ私情的理由を以て、一商人久原某を閣臣と爲すが如き、又人格上非難ある勝田某を

時節柄文相に据ゆるが如き、賞勳局總裁天岡某氏の如き、破産の宣告を受けて實業道德の破壊者であるにも拘らず、其人出て最も神聖なるべき賞勳局總裁たるに至つては、眞に天下の咄々怪事である。尙黨情私情の關係、其他情實緣故の關係は、大小官公衙の小吏を採用する上にまで悪用せられて居るが、かゝる事柄は公正を天下に示す上より、又綱紀肅正の見地よりして斷じて許し難いことである。

二三、國民一般國粹保存に冷淡なる事

今日では國粹保存など云へば、時代錯誤の大なるものとせられ

て居る。例へば右書にすべき日本字を左書とするが如き、大禮服に日本服を嚴禁するが如き、若くは我が紀元二千五百八十八年と書くべき所を、何等世界的に必要もなき文書や、常用日記(博文館其他の常用日記)類にまで千九百二十八年などと西洋紀元を用ふるが如き、其他タクシー、青バスの如き、カフェー、バーの如き、ラツシユアワの如き、バーゲンセールや、グラシドセールやバザールの類の如き、半可通の外國語を濫用するは、傳統の國語を破棄して、精神的には既に外國に屈服するものである。尙我が皇室に於かせられては勿論、全國內擧つて呼び

慣れたる「萬歳」を、屁理窟を付けて「彌策」に代へんとする異端者がある。彼等は國民精神の統一を破壊するものである。

十四、教育の機會非均等なる事

今日の我が教育制度は、貧富の懸隔が餘りに甚大である。即ち富者の子弟は、其の資力の豊富なるに任せて中等以上の教育を受け得るのであるが、貧者の子弟は、如何なる秀才たりと雖も向學の志望を達することが出来ない。是れ亦社會組織の不完全なる一證左であるから、是等は宜しく國家の力に依つて改善し、教育の機會均等を實現すべきである。

十五、刑事政策の不徹底なる事

我國の刑法に流刑の制を設く可きである。今日の共產主義者や、累犯者は到底改悛の見込があらうとも思はれない。故に其徒に對しては舊刑法の流刑を復活して、共產主義者の如き詭激なる思想の所有者、若くは前科三犯以上の者は、悉く之を適用し、善良なる社會と全然隔離するやうにしたい。見よ御互の共存共榮を營みつゝある理想的家庭たる大日本帝國内に國家を呪ふ危険思想者や、累犯者を置くの必要はないではないか。又見よ、夜間堅く戸を締め、十重二十重に外敵を防ぎ特に暑中の如き炎熱

に苦しみつゝ、涼風だも納れられざるが如きは、畢竟此累犯者の
侵襲を防止せんが爲であつて、實に滑稽千萬、馬鹿々々しき次
第ではないか。世の大臣乃至政治家たる者が、殆んど平々凡々
の人物であつて、唯行掛り、成行任せの仕事をしてゐるものば
かりであるから、流刑を斷行し得べしとは思はれないが、彼の
亞米利加が堂々乎として禁酒法を斷行し、斷々乎として不戰條
約を高唱し、敢然として對支問題を決行したる勇氣に倣ひ、國
家國民の利益の爲に猛然として一大奮發しては如何かと思ふ。

十六、刑務所内に於ける教誨の不徹底にして、行刑の目的を達し

得ざる事

行刑の目的を達成するの途は、云ふまでもなく受刑者をして改
過遷善の實を擧げしむることである。然るに今日刑務所内に於
ける教誨なるものは、平凡極まる教誨師によつて、尋常一様に
行はれ、其の感化力は實に微弱なものである。而も刑務所内に
於ける教誨を徹底するにあらざれば、最近激増しつゝある犯罪
を遞減することは絶對不可能である。余の考案に依れば、今日
の看守の資格を向上せしめ、以て教誨を兼ねしむることである。

一七、貧民教育、釋放者保護事業の不徹底なる事

貧民教育と、釋放者保護事業は、自治機關によつて、若くは一部の篤志家に依つて行はれて居るが、概ね不徹底である。要するに此は前項と關聯して社會政策上重大なる項目である。何事も斷行々々の事

一八、悪思想家に對する救濟遷善の方策なき事
彼等に對する取締を厲行することは素より必要である。而も唯單に之に尾行し、之を検束し、結局罪囚たらしめたるが爲に決して悪思想を根絶する所以とはならないのである。宜しく其の悪思想、危險思想の發生する所以を究めて、所謂拔本塞源の途を講

ずべきである。警察官が内閣攻撃の演說會までを、危險思想なりと早合點して、中止解散を命ずるやうでは、反つて聽衆の反抗心を煽るのみであり、何等の悪思想防止手段とはならない。要は彼等を精神的に救濟することが必要であるから、速に其の方策を確立すべきである。余の考案によれば、尾行者其他思想關係者の資格を向上して、忠告遷善係を兼ねしむることである。

一九、實業家に熱烈なる愛國心なく、唯私利私益を圖るに汲々たる事

我が商工業界を通じて一大恨事となすべきものは、所謂實業道徳の頹廢せることである。随つて彼等には熱烈なる愛國心なく、唯私利私益を計れば事足るの有様である。昨年來續發せる銀行破綻の如き、確に此間の消息を語るものである。而して其の所謂財界の動搖なるものが、如何に人心を刺戟し、且つ之を悪化したかは想像以上である。彼等は飽までも和魂商才に徹すべきである。

二〇、國民の多數が概して虚榮的なる事

今日我等の最も遺憾に思ふ事柄は、國民の上下を擧げて奢侈淫

蕩に流れつゝあることである。只金、物、地位に戀々として居ることである。随つて剛健質實の氣風は地を拂ひ、舉國柔弱の氣に滿つるの感がある。之を改むるに非ざれば、人心の緊張は決して望み得られないのである。

二一、新聞雑誌の不眞面目、非愛國的なる事

往年虎ノ門事件の動機は、悪雑誌に讀み耽つた結果なることは、當時司法當局の發表せる所である。新聞と云ひ、雑誌と云ひ、全然商品化する今日に於て、理想そのまゝを要求することは出来ぬが、而も之に従事するものは今少しく眞面目に眞剣に、

愛國的態度に出でなければ、さなきだに讀者を誤り、思想を惡化せしむるばかりである。尙最近特に増悪に禁へないものは婦人雜誌の如何にも低級にして春畫的なることである。要するに斯の如きは健全なる家庭を破壊し、子女教育上唯一の害毒であり體裁のよい危険思想であるから善良なる家庭から絶對に此惡德雜誌を驅逐すべきである。

二三、我が同胞に大膽寛容の美德なく、小理窟小競合のみ多き事帝國議會の言論が甚だ野卑低級であり、何時もながら紛争混亂を重ねつゝあるは、素より醜の又醜なるものであるが、府縣會、

市區町村會、其他各種の會合までが皆之に倣つて同様の小理窟をこね合ひ、揚足取を爲して得々たるは眞に笑止の至りである。其他諸種の會合、普通の交際に於ても常に小理窟を言ひ張り、互に相忠告善導するが如きことなく、嫉妬反噬これ事とし、毫も淡々水の如き寛容の美德がない。斯かる事柄も亦國民精神の一瑕點でありと信ずるから、全國民は須らく自覺反省すべきである。

二三、文藝藝術の非神聖にして、全然國民精神や風教を眼中に置かざる事

文藝が春畫化し、藝術が非神聖に墮落した時、古羅馬の滅亡があつたといふは、單なる史上の物語りではない。今日我國に於ける文藝藝術の價值が、著しく下落せることは確な事實である。上野の各種美術展覽會は、何時も裸體畫で問題となるが、若し藝術家にして少しく社會風教といふ點に考慮を拂つたならば、裸體畫や平凡なる山水風景のみでなく、忠臣孝子等、國民精神作興に裨益ある神聖にして雄渾なる作品が見らるゝであらうと信ずる。

二四、男女青少年團(青年訓練所は青年團其者である)は國家唯一

の社會教育機關たるに拘らず、官民共に無理解不徹底なる事國民教育終了後上級の學校に進む者は、僅かに其の三分の一に過ぎない。即ち其の大多數は惡社會の激浪中に投げ出されたまま各種の實務に就くのみであつて、青年團は唯一の社會教育機關であり、國家は國策の上より其の普及及徹底を講ぜねばならないのである。然るに我が官民の之に對する態度は甚だ冷淡無理解であつて、之に要する經費の如きは、政府當局も、一般當局も僅かに其の一部を支出するに過ぎないのである。青少年團は團員それ自身から云へば陶冶修養の機關であるが、國策の見地

よりすれば國家の重要な機關なることは、敢て云ふまでもない。現に國際共產黨の革命操典に據れば、從來の少年團青年團を破壊して、反對に共產青年團を設置することになつて居る。敢て狼狽する程のことでもないが、我が官民の深く留意すべきことである。

二五、官公吏を通じて非勤勉非清廉なる事

官公吏收賄の事實が各地に暴露して、官紀の弛廢、自治の紊亂を來して居ることは官廳に於ける惡風儀を暴露したものである。今最近に於ける一例を擧ぐれば、前の復興局收賄事件、鐵道官

吏收賄事件其他類似の事件は各地に頻發して居るのである。是等は皆官商の結託に因るものであつて、其の基づく所は官吏公吏の非勤勉非清廉に依るのであるが、抑も此事たるや、其の根源を究むれば教育が根本的に其の方針を誤り、精神的ならずして物質的に偏傾した結果である。

二六、個人道德の低下と共に社會制裁力の薄弱なる事。

犯罪者に對して法律の制裁を加ふべきは勿論であるが、同時にそれは、道德上の罪人と合せて強烈なる社會制裁を加ふることが必要である。然るに我國の如き、個人道德の低級なる結果、

悖德漢に對する社會制裁は甚だ薄弱である。現に前衆議院副議長長松浦某は日糖事件の前科者であり、現賞勳局總裁天岡某は破産宣告の商事上の前科者である。斯の如き状態であるから、先づ個人道德の向上を圖ると共に、公衆道德を進め、法律の制裁以外に社會的制裁の力を強烈にし、法律上及道德上の罪惡を未然に防止すべきである。

二七、一般國民に至誠の念なく、従つて崇高熱烈なる愛國心なく、唯自我に墮して他を顧ざる事世の總ての善的行爲は、悉く至誠に基づくものである。従つて

至誠なき所には、崇高熱烈なる愛國心なく、犠牲的精神なく、敬虔の念もなく、輕佻浮薄、唯其場遁れの事のみである。今日の社會が斯くまで不眞面目に非眞劍に墮した所以のものは、要するに至誠の缺乏した結果である。至誠は大宇宙の精神であり、同時に人の道なることを牢記せねばならないのである。(拙著至誠教の教理参照)

以上は社會惡化、犯罪激増の重大要素たるべきものであつて、之を根本的に除くにあらざれば、社會は決して善化淨化せらるべきものではないのである。危険思想を除くと云ふことは、如何

に口舌や矯激なる態度を以てしても結局駄目である。先づ實行可能なものより具體的に着々之を斷行して、苟も社會悪化の素因を爲すものと認めたらば、猶豫なく之を矯正して、善化の方法を講ずべきである。要するに是れ危険思想根絶の方策であり、犯罪防止の手段である。世の成謂拔本塞源とは、叙上の如き病根を除くことであらねばならぬのである。

五、「昭和國民申合」を實行せよ

當今の時代、爲政者の頼むに足らざることは上來所述の通りで

ある。然らば則ち國民たる者は、其の頼むべからざる者を頼むが如きことなく、自ら戒め、互に協心戮力し、以て危険思想の絶滅と犯罪激増防止の手段を講究し實行せねばならぬのである。若し我が國民の全部が精神的に一致して、前項に指摘せる二十有七項の弊竇を除くに勇敢であつたならば、我が國民精神は自から作興せられ、社會善化の實は期せずして擧るべきを信じて疑はないのである。余は曩に昭和維新實現の運動を起し、同時に之を實現するの具體的方法に就いて慎重に考慮した結果、徒らに高遠なる理想を説いて國民に強ひんよりは、寧ろ裨近にして實行の極めて可

能なる項目を挙げ、全國民に提示して最も手近なる郷黨より、延いて市郡縣に及び、やがて全國を淨化すべく、同胞一致の實行を熱望し目下着々努力中である。而も其は、上記二十有七項を實行する結論ともいふべきものである。名けて之を「昭和國民申合」といふは、蓋し昭和維新實現の爲の盟約なるが故である。

昭和國民申合

(我等日本魂社友は協心戮力して此申合を全國民に徹底させませう)

- 第一、全國民至誠に一致して 天皇陛下に御心配をかけ奉らざるやう十二分の注意を爲すこと
- 第二、全國民至誠に一致して自己の魂を完全なる日本魂に磨き上げること
- 第三、全國民至誠に一致して日々善事を爲し絶対に悪事をなさざること
- 第四、全國民至誠に一致して自己の神聖なる職業(學生は學業)に努力すること
- 第五、全國民至誠に一致して自己の居住町村内より絶対に道徳上及法律上の犯罪者を出さざるやう協心戮力すること

危險思想の絶滅と犯罪激増防止策終

（中略）
第一、全國民衆に對して、
第二、全國民衆に對して、
第三、全國民衆に對して、
第四、全國民衆に對して、
第五、全國民衆に對して、
第六、全國民衆に對して、
第七、全國民衆に對して、
第八、全國民衆に對して、
第九、全國民衆に對して、
第十、全國民衆に對して、
第十一、全國民衆に對して、
第十二、全國民衆に對して、
第十三、全國民衆に對して、
第十四、全國民衆に對して、
第十五、全國民衆に對して、
第十六、全國民衆に對して、
第十七、全國民衆に對して、
第十八、全國民衆に對して、
第十九、全國民衆に對して、
第二十、全國民衆に對して、
第二十一、全國民衆に對して、
第二十二、全國民衆に對して、
第二十三、全國民衆に對して、
第二十四、全國民衆に對して、
第二十五、全國民衆に對して、
第二十六、全國民衆に對して、
第二十七、全國民衆に對して、
第二十八、全國民衆に對して、
第二十九、全國民衆に對して、
第三十、全國民衆に對して、
第三十一、全國民衆に對して、
第三十二、全國民衆に對して、
第三十三、全國民衆に對して、
第三十四、全國民衆に對して、
第三十五、全國民衆に對して、
第三十六、全國民衆に對して、
第三十七、全國民衆に對して、
第三十八、全國民衆に對して、
第三十九、全國民衆に對して、
第四十、全國民衆に對して、
第四十一、全國民衆に對して、
第四十二、全國民衆に對して、
第四十三、全國民衆に對して、
第四十四、全國民衆に對して、
第四十五、全國民衆に對して、
第四十六、全國民衆に對して、
第四十七、全國民衆に對して、
第四十八、全國民衆に對して、
第四十九、全國民衆に對して、
第五十、全國民衆に對して、
第五十一、全國民衆に對して、
第五十二、全國民衆に對して、
第五十三、全國民衆に對して、
第五十四、全國民衆に對して、
第五十五、全國民衆に對して、
第五十六、全國民衆に對して、
第五十七、全國民衆に對して、
第五十八、全國民衆に對して、
第五十九、全國民衆に對して、
第六十、全國民衆に對して、
第六十一、全國民衆に對して、
第六十二、全國民衆に對して、
第六十三、全國民衆に對して、
第六十四、全國民衆に對して、
第六十五、全國民衆に對して、
第六十六、全國民衆に對して、
第六十七、全國民衆に對して、
第六十八、全國民衆に對して、
第六十九、全國民衆に對して、
第七十、全國民衆に對して、
第七十一、全國民衆に對して、
第七十二、全國民衆に對して、
第七十三、全國民衆に對して、
第七十四、全國民衆に對して、
第七十五、全國民衆に對して、
第七十六、全國民衆に對して、
第七十七、全國民衆に對して、
第七十八、全國民衆に對して、
第七十九、全國民衆に對して、
第八十、全國民衆に對して、
第八十一、全國民衆に對して、
第八十二、全國民衆に對して、
第八十三、全國民衆に對して、
第八十四、全國民衆に對して、
第八十五、全國民衆に對して、
第八十六、全國民衆に對して、
第八十七、全國民衆に對して、
第八十八、全國民衆に對して、
第八十九、全國民衆に對して、
第九十、全國民衆に對して、
第九十一、全國民衆に對して、
第九十二、全國民衆に對して、
第九十三、全國民衆に對して、
第九十四、全國民衆に對して、
第九十五、全國民衆に對して、
第九十六、全國民衆に對して、
第九十七、全國民衆に對して、
第九十八、全國民衆に對して、
第九十九、全國民衆に對して、
第一百、全國民衆に對して、

昭和三年八月十七日
昭和三年八月十五日
昭和三年八月十五日
印刷發行
再版發行

定價金十五錢

東京市京橋區木挽町一丁目十一番地

著作兼發行人 後藤武夫

東京市京橋區櫻橋南側

印刷所 日本魂社印刷部

發行所

日本魂社

東京市京橋區櫻橋南側
電話京橋三一八一番
振替口座東京三二七七五番

顧主 問宰 頭後 山藤 武 滿夫

危険思想絶滅と犯罪防止 社会浄化の猛運動

在野三大元老頭山滿翁・清浦子・遊澤子等每號執筆

歴史小説・講談・喜劇(會場家)其他趣味讀物多數

月刊 雜誌 **日本魂**

每月	一日	發行
一月	定價	三拾五錢
一年	前金	四圓

日本一の 天皇中心主義 國民精神作興雜誌

青少年團研究機關 新宗教「至誠教」提唱

危険思想は惡雜誌より發生す、惡雜誌を撃退せよ

東京市京橋區櫻橋南側

日本魂社發行

東京市京橋區櫻橋南側
 日本魂社發行
 電話 三二二五
 郵政 三二二五
 東京市京橋區櫻橋南側
 日本魂社發行
 電話 三二二五
 郵政 三二二五

317
1007

著者曰く

嘗年五十九歳の後藤武夫なる私は、明治二十年十八歳の時上京し、悪友に誘惑されて
 無能に墮ち、遂に父の勸告を受けてドン底生活に落ち、吐き、吐き、浪費、浪費、料理
 屋小僧、車夫、吉原公、露店商人、看守、臭服屋番頭となり、二十二歳、教員
 の職に就き、徹底的に大阪省大目撃し、正直と誠意即ち至誠努力を以て處世の方針と
 定め、明治二十七年日清戦争勃發に際し、奮然躍起、死を決して雪辱戦を試み、大苦
 戦三年等の成績を以て關西大學(當時關西法律學校)を卒業し、歸郷直ちに關西日日
 新聞記者となり、後三たび上京、明治三十三年帝國興信所を創立し、大正五年日本興
 信社を設立し、昭和二年哲學と科學と常識とを以て新宗教「興信教」を提唱し、以て實
 業道德の發達と國民精神の作興を期し、兼ねて世界人類の腐敗生活を救ふべく猛々然
 として至誠努力を實行しつゝ、以て今日に至つたものである。

私は大偉人でも大成者でもないが、唯私が私の確立し得たる人生觀、即ち至誠努
 力主義に一貫し、或程度の目的を達成せる道程經過に就て、絶対に虚偽なく粉飾なく
 赤々と告白せる私の自叙傳は、確實に讀者諸君處世の羅針盤として、又は諸君の親
 戚なる好同伴として、或は諸君の失敗を豫防し、或は諸君を一大成功者たらしむ可き、
 諸君唯一の好參考資料なりと確信し、茲に諸君の御愛讀を仰ぐ次第である。

帝國興信所長、日本魂社長
 至誠教提唱者、高輪義士會長
 後藤武夫著

後藤武夫傳

四六判美裝五百五十頁
 定價一部一圓八十錢 送料十二錢

東京京橋區櫻橋南側

日本魂社

發售東京三二七七五番

目書行刊社魂本日

新史科編纂
金子堅太郎氏序 著者主
有馬 頼萬氏序
日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 五百頁 價二圓半 送料十二錢

天覽
高山彦九郎先生傳
忠孝の典型日本魂の嚆化たる先生四十七年の行蔵を詳細評傳して遺憾なく史實的確考證精緻、精神作興資料として無上の好著

日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 三百五十頁 價二圓半 送料十二錢

子清浦奎吾傳
小吏を擡出しに内閣總理大臣にまで登つた子の經歷から思想人物等その全面目を描出して餘蘊なし、青年立志の經典と云ふを得

日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 定價金五錢 送料二錢

萬歳と彌榮
本書は「萬歳」と「彌榮」とは何れが祝賀欣賞の意を表する場合は稱呼として適切なりやに就て徹底的に研究せるものである。

日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 定價金五錢 送料二錢

行發社魂本日

側南橋櫻區橋京市京東
番五七七二三座口替振番一八一三橋京話電

目書行刊社魂本日

日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 送料共七錢

日本字右書論
日本字は右より書くのが本來の書方であり、同時に日本の文化、藝術の尊重である所以を力説し、その實行を高調したもの

日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 百頁 送料共十二錢

至誠教の教理
著者多年の研究結果になる現代的新宗教たる「至誠教」の教理を平易簡明に説述せるもの、人間道の教科書にして國民必讀の新經典

日本魂社長
加藤 玄智氏著 四六判 送料共 金十二錢

祖國日本の正しき姿
共產黨は國體に對する無智より發生する、全同胞よ、本書に依て國體觀念を明確にし、總ゆる危険思想を撃滅せよ

日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 送料共 金二十二錢

危険思想の絶滅と犯罪激増防止策
危険思想根絶と犯罪激増防止策に關する具體的立案二十有七項悉く是れ國民の實行すべき大題目

日本魂社長
後藤 武夫氏著 四六判 送料共 金二十二錢

行發社魂本日

側南橋櫻區橋京市京東
番五七七二三座口替振番一八一三橋京話電

日本魂社刊書目

青少年團研究叢書

日本青少年團研究會編

第一輯 青少年團とは何ぞや

(第四版) 四六判美裝 定價三十五錢 送料二錢

第二輯 英米國の青少年團

定價三十五錢 送料二錢

第三輯 青少年團振興方策

定價二十錢 送料二錢

第四輯 薩南健兒社研究

附會津白虎隊研究 定價四十錢 送料二錢

第五輯 青少年携修養訓

菊半紙 定價三十錢 送料二錢

日本魂社發行

東京市京橋區櫻橋南側
電話京橋三一八番番口座三二七番

